

類別番号	ES-J-A-05105
改正番号	R12

日本G T株式会社  
グリーン調達ガイドライン  
(Ver12)



作成：2006年4月28日

改正：2023年10月3日

日本G T株式会社

## 目 次

---

1. はじめに
  2. 日本G T(株)環境方針
  3. 日本G T(株)グリーン調達ガイドラインについて
  4. お取引先様に求めるグリーン調達の要件
    - (1) 日本G T(株)要求事項
      - ①取引先基準を満たしていること
      - ②商品基準を満たしていること
      - ③情報の開示
    - (2) 評価手順
      - ①取引先にグリーン調達ガイドラインを配布
      - ②取引先にて必要提出資料の作成
      - ③提出書類の確認、資料・データの整理
      - ④取引先基準、商品基準に満たない場合は再調査を実施
    - (3) グリーン調達に係る化学物質
      - ①含有禁止物質
      - ②使用制限物質
      - ③オゾン層破壊物質
    - (4) 評価する頻度
  5. 用語の定義
  6. 制定と改廃
- 
- |        |                  |
|--------|------------------|
| 回答様式 1 | 取引先環境保全活動基準 [A]  |
| 回答様式 2 | 製品アセスメント [B]     |
| 回答様式 3 | 有害物質含有情報開示 [C]   |
| 回答様式 4 | RoHS指令に関する非含有保証書 |
| 回答様式 5 | <b>変更申請書</b>     |
| 回答様式 6 | 原産品であることを示す宣誓書   |

## 1. はじめに

日本G T(株)は、地球環境に及ぼす影響に配慮した永続的に発展する企業を目指すために、資材の購買活動に対する指針としてグリーン調達ガイドラインを作成しました。

今般、企業の社会的責任として、環境保全に対する経営姿勢への関心が益々高まっています。

1. 地球温暖化対策としての温暖化ガスの削減
2. 資源枯渇を抑制するための省資源活動
3. 循環社会形成活動、
4. 酸性雨等の自然環境破壊抑制
5. 有害物質の人体への影響物質の使用抑制
6. グローバル社会における各国法規制の対応

これら環境影響を配慮し、お取引先、顧客とのグリーン調達のサプライヤーチェーンを築き上げることにより、継続的な発展を目指してまいりますので、お取引先のご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

日本G T株式会社  
ISO14001管理責任者

## 2. 日本G T(株)の環境方針

私たちは、当社グループの社是  
『一人在るときは自分のことを考え 二人以上在るときは相手のことを考える』  
を具現化し、人と地球が健全に存続できる社会の実現に貢献します。

日本G T(株)は、商品の開発・金型製作・部品加工・組立完成・販売までの、一環生産方式の事業活動にあたり、全ての段階に於いて下記の事項に取り組み、環境保全と経済発展の調和を目指す環境経営を推進します。

- ① 環境方針を実のあるものにするために環境目的、環境目標を設定し、定期的に見直しをするとともに、更なる向上に努めます。
- ② 環境関連の法規制及び環境基本条例等を順守し、環境保全に努めます。
- ③ 企業活動が環境に与える影響の低減に向け、継続的に改善を図り、汚染の予防に努めます。
- ④ 省エネルギー・資源の有効利用・環境負荷・化学物質の削減などに配慮し、製品の開発・ものづくりに取りくみます。
- ⑤ 環境教育・啓蒙活動により、全従業員の環境配慮意識の向上を図るとともにお客様や地域社会との良好なコミュニケーションをめざします。

この環境方針は、弊社ホームページ <http://www.ngt.co.jp/>に公開しております。

## 3. 日本G T(株)のグリーン調達ガイドラインについて

### (1) 目的

このグリーン調達ガイドラインは、日本G T(株)が社会と共生する企業として、永続的に存在し発展できる企業を目指すにあたり、環境に配慮した商品を、環境に前向きに取り組んでおられるお取引先から調達することにより、全ての事業活動の環境負荷の低減を図ります。これにより、地球全体の環境負荷の低減に努めるものです。

## (2) 適用範囲

日本G T(株)が製造・販売する商品に使用する部品、材料（以下購入品とする）、製造工程、加工工程及び包装材で使用される購入品に適用します。

## 4. お取引先様に求めるグリーン調達の要件

### (1) 日本G T(株)要求事項

#### ①取引先基準を満たしていること

購入品の製造元での環境保全への取り組みを、取引先環境保全評価基準 [A] をもとに調査し判定します。

[判断基準] 取引先環境保全活動基準 [A] の評価点が15点以上あり、必須項目を満たしていること。

- \* お取引先にて「取引先環境保全活動基準[A]」を作成していただきます。
- \* お取引先が商社の場合は、製造元へ記入の依頼をお願いします。

#### ②購入品基準を満たしていること

購入品の有害物質含有、環境負荷、環境配慮設計の状態を、提出していただく書類に基づき調査し判定します。

購入品の内、弊社部品図の指示に基づき加工を依頼しているものについては、製造工程上で購入品に含有する可能性がある物品（物質）についても、調査を御願いたします。又、継続的な管理を行って頂く為、使用材料と弊社納入部品とのトレサビリティが取れる様をお願いいたします。お取引様のサプライヤーがある場合は、末端のサプライヤーを含めた回答をお願いします。

[判定基準] 購入品において下記の提出書類を受領し必須項目が適合していること。

[提出書類]

- \* 製品アセスメント[B]
- \* 有害物質含有情報開示[C]  
chemSHERPA by JAMP、IMDS、JAPIAシート  
その他の報告フォーマットを使つてのご報告に付きましては購買、技術部門へ問い合わせをお願いします。
- \* 納入仕様書（場合によりカタログも可とする）
- \* SDS（安全データシート）  
※SDSの開示に法的義務がある場合は必須とする。
- \* RoHS指令に関する非含有保証書もしくは分析データ
- \* 輸出管理令に基づく非該当証明書
- \* 原産性証明書（様式6を参考に、証明書様式は任意とする）

#### ③情報の開示

次の情報について、当社からの問合せ時に速やかに開示をお願いします。

- \* 使用部材に関する情報（構成材料の種類、含有物質の質量、含有濃度、納入仕様等）
- \* 使用方法に関する情報、後処理及び廃棄処分に関する情報
- \* 新規採用、製造途中の段階を問わず、過去実績のある材料を変更する場合の変更に伴う品質・環境性能及び機能上のリスクー「変更申請書」フォームの活用願います。

## (2) 評価手順

- ①取引先にグリーン調達ガイドラインを配布  
日本G T 購買部門より、お取引先にグリーン調達ガイドライン(最新版)を配布する。
- ②取引先にて必要提出資料の作成  
貴社にてグリーン調達基準に添付の指定様式にてご回答ください。又、納入仕様書、SDS、RoHS指令に関する非含有保証書もしくは分析データの様式は問いません。回答文書の送付は郵送、又はFAX、E-mailにてお願いします。回答は日本G T 購買部門へ返信をお願いします。
- ③提出書類の確認、資料・データの整理  
提出書類の内容確認を行い、文書の保管を行います。提出して頂きました情報(個人情報も含む)は、弊社のグリーン調達活動以外には、一切利用いたしません。
- ④取引先基準、商品基準に満たない場合は再調査を実施  
基準に満たしているお取引先、及び商品について率先して購入してまいります。基準を満たしていないお取引先、商品については、原則購入することを控えます。取引先環境保全活動基準 [A] の評価点が基準を満たさない場合、年度毎に調査を依頼いたします。お取引先には、計画を作成し改善をお願い致します。改善後、再度調査させて頂くことにより、判定基準を満たすものに改善願います。

## (3) グリーン調達に係る化学物質

グリーン調達に係る化学物質として、各国の法規制、産業界指針、日本G T (株)独自の指針を基準に以下の基準を設定しています。

- ①含有禁止物質 グリーン調達ガイドライン付表を参照下さい  
納入品に含有していることを禁止する化学物質。国内外の法規制で、製品(包装材を含む)への使用が原則的に禁止されている物質
- ②使用制限物質 グリーン調達ガイドライン付表を参照下さい  
国内外の法規制他で、使用実態を把握し、適切な管理を要求されている物質 及びリサイクルや適正処理を配慮すべき管理物質。環境、健康、安全衛生の観点から影響を与えるおそれがある物質、廃棄時に有害性がある化学物質群を示し、制限もしくは管理すべき物質。
- ③オゾン層破壊物質 グリーン調達ガイドライン付表を参照下さい  
1987年 オゾン層を保護する目的で破壊するおそれのある物質を定めた「モントリオール議定書」で全廃物質として規程されている物質。 ※含有禁止物質に含む

## (4) 評価する頻度

取引先基準 [A] については、定期：3年周期で評価を実施します。購入品基準については不定期に行いますが、過去実績のある材料、工程を変更した場合は実施します。

**4M変更**については、[様式5] 変更申請書に内容を明記し事前に提出願います。  
**社内承認に時間を要する場合があります、基本6か月前に情報提供をお願いします。**  
提出された変更申請内容に基づき、必要資料、サンプルを弊社より要求いたしますので、速やかに対応願います。承認後は、初回ロットであることが判る様、表示をお願いします。新規購入先・新規購入部品が発生した際は、実施いたします。

## 5. 用語の定義

用語	意味
グリーン調達	環境保全に積極的に努めているお取引先様から購入すること、環境基準に適合した商品を購入すること及び、環境に配慮した製品を優先的に購入することをいう。
含有禁止物質	国内外の法令で含有製品の販売・製品への使用に関し、禁止または報告義務を受ける化学物質群。関係する代表的な法規制には以下があります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化審法での第一種特定化学物質</li> <li>・ 労働安全衛生法55条</li> <li>・ オゾン層保護法（特定物質）</li> <li>・ EU RoHS指令（電気、電子機器に関する規制）</li> <li>・ EU ELV指令（廃自動車に関する規制）</li> <li>・ 包装及び包装材廃棄物指令</li> </ul>
含有	部品・材料・製品中に成分・内容物として化学物質が含まれていることを言い、意図的添加に加え、自然に含まれる化学物質（不純物）や生産過程で残る場合（不純物・残留物）も含む。
揮発性有機化合物	厚生労働省ガイドラインにて規制が求められている揮発性有機化合物
オゾン層破壊物質	モントリオール議定書で全廃が義務付けられている物質。
使用制限物質	含有を規制する物質ではないが、使用実態を調査しリサイクル、適正処置を必要とする物質であり、使用の有無及び含有量を把握する為調査を行う。
高懸念物質(SVHC)	欧州 REACH規制による、人体、環境に影響を及ぼすリスクが高い物質で、川下への届出義務を生じる。(年間1トン以上／0.1wt%以上) SVHC物質リスト最新版を確認。
製品アセスメント	製品の製造・流通段階から使用、廃棄に至るまで、環境への影響を低減できるように開発・設計・購入の段階でアセスメント（評価）を行うことをいう。
お取引先様	本ガイドラインで規程するお取引先とは、納入商品を加工及び製造しているメーカーをいう。貴社が商社の場合は、商品の製造先をも含む。
4M変更	弊社に納入する全ての購入品について、4M（設備・治具、金型、材料、工程（工場）、梱包方法、その他）に変更が生じた場合、速やかに情報開示をすること。

## 6. 制定と改廃

本ガイドラインに関する事項は、各部門の有識者からなる部会で審議し、環境管理責任者が決裁する。メーカー殿の情報も審議の資料とする。本ガイドラインは最新の社会動向、法改正をもとに1回/年見直しを行うことを前提とするが、臨時の見直しも行う。

[様式 1]

## 取引先環境保全活動基準 [A]

回答日： 年 月 日

貴社名	
部署名	
記載内容責任者 (役職名)	印
連絡先	TEL : _____ e-mail : _____
対象商品	*対象品で取引先環境管理体制が異なる場合は複数提出願います

## 取引先環境保全活動基準 [A] 評価項目

No	評価項目	評 価		弊社 必須
		点数	採点	
1	ISO14001の認証を取得している	17		
2	ISO14001を1年以内に取得する計画がある	15		
3	自主的な環境管理の取り組み (1又は2で○の場合、3. 1-3. 8)は記入不要			
3. 1	環境方針が最高責任者により作成されている	1		
3. 2	環境関連法規を把握し順守する仕組みがある	2		
3. 3	環境影響評価が実施されている	1		
3. 3	環境目的・目標が定められ改善計画がある	2		
3. 4	環境目的・目標を定期的に評価している	2		
3. 5	公害防止(大気・水質・騒音・振動)の管理がされている	2		
3. 6	緊急時に対応する仕組みがある	1		○
3. 7	必要な環境教育がされている	1		○
3. 8	環境保全への取り組みについて内部監査を行っている	1		
3. 9	過去3年間関係監督官庁から勧告、罰則を受けていない	2		○
4	省エネルギー活動を行っている	1		
5	3R(リデュース、リユース、リサイクル)活動を行っている	1		
6	調達品の有害物管理を行っている	1		○
7	日本GTが要求した環境情報の開示が出来る	1		○
8	弊社向製品の製造工程以外で禁止物質の使用はない。	1		○
9	弊社グリーン調達基準を理解し、調達基準に協力できる	9		○
合計				15以上

※ 各項目に該当している場合、評価採点欄に各項の点数を記入願います。

## 日本GT(株)判定欄

責任者	印	判定： 合格・不合格
-----	---	------------

[様式2]

## 製品アセスメント [B]

回答日： 年 月 日

貴社名	
部署名	
記載内容責任者 (役職名)	印
連絡先	TEL : _____ e-mail : _____
対象商品	*対象品で取引先環境管理体制が異なる場合は複数提出願います

## 製品アセスメント [B] 評価項目

No	評価項目	チェック結果 (該当に○)	弊社 必須
1	RoHS指令(該当10物質)に適合している 商品であること。 非含有保証書もしくは分析データの提出		○
2	別表-1有害禁止物質、別表-3 オゾン層破壊物質 を商品に含んでない。 (有害物質を含んでいる場合は[様式3]有害物質含有情報開示[C] を記入してください)		○
3	別表-2使用制限物質を商品に含んでおり、報告要に該当しない。 (上記条件に該当する場合は[様式3]有害物質含有情報開示[C] を記入してください)		
4	環境に関する配慮設計に関して		
4. 1	製品の長寿命化を図っている		
4. 2	小型化減量化を行っている		
4. 3	消費電力低減化が図られている		
4. 4	リサイクルしやすい設計になっている		
4. 5	包装材の減量化が図られている		
4. 6	4.(1)②商品基準を満たす情報の提供が行われている		○
5.	継続的管理の履行に関して		
5. 1	弊社納入品ロットから使用部材の特定が可能である。 (部材ロット識別)		○
5. 2	継続的な管理工程で生産されている。 (工程図・工程フロー図作成管理)		○
5. 3	製品の日本国原産性の確保(様式4原産性証明書のご提出)		○

## 日本GT(株)確認欄

責任者	印
-----	---

[様式3]

## 有害物質含有情報開示 [C]

回答日： 年 月 日

貴社名	
部署名	
記載内容責任者 (役職名)	印
連絡先	TEL : _____ e-mail : _____
対象商品	*対象品で取引先環境管理体制が異なる場合は複数提出願います

「当社に納入いただく商品について、別表-1 有害禁止物質、別表-3 オゾン層破壊物質を商品に含有している場合、又は 別表-2 使用制限物質を商品に含んでおり、報告要の場合は内容を記入してください。」

商品名称	含有物質名	使用目的／使用部位	使用量／含有濃度

使用量／含有濃度の根拠になる分析データもしくはSDSも添付願います。  
表欄が足りない場合は、別紙を添付願います。

日本GT(株)確認欄

責任者	印
-----	---

R o H S 指令に関する

## 非 含 有 保 証 書

会社名（メーカー名）

社印

責任者名（役職名）

当社は、貴社に納入する下記の製品・部品・ユニット等（付属品、包装材など当社調達品を含む）について、R o H S 指令に関する、下記 10 種の規制有害物質の非含有を保証致します。

— 記 —

1. 該当部品（製品・ユニット）名と弊社部品番号

該当部品名 : \_\_\_\_\_

弊社部品番号 : \_\_\_\_\_

（該当品が複数あるときは、別紙リストで添付下さい）

2. 対象となる規制有害物質

- ①鉛 ②水銀 ③カドミウム ④六価クロム ⑤PBB ⑥PBDE  
⑦DEHP ⑧BBP ⑨DBP ⑩DIBP

3. 今後の対応

・R o H S 指令の変更（基準値・除外事項等の変更）によって、当社が貴社へ納入する製品・部品・ユニット等について、規制有害 10 物質が含有となる場合には、変更 6 ヶ月以上の期間をもって、日本G T 購買担当部門へご連絡致します。

・新規開発品について、上記規制有害 10 物質を使用する可能性がある場合には、貴社に書面にてご連絡致します。

本回答における当社担当窓口： 仕入先名

部署名

氏 名

TEL

e-mail

以上

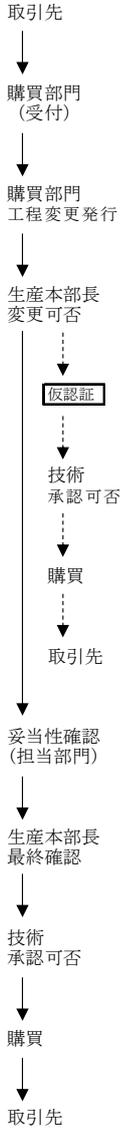
弊社整理番号 : \_\_\_\_\_

(申請元)

□：変更申請書

住所： \_\_\_\_\_

処理ルート



※太枠内をご記入ください

社名： \_\_\_\_\_

適用範囲	品名：	仕様書 番号：	申請元 責任者：
	図面 番号：	回答 希望日：	部署 電話番号：
変更依頼内容 <input type="checkbox"/> ：設 備・治 具 <input type="checkbox"/> ：工 程 <input type="checkbox"/> ：梱包方法 <input type="checkbox"/> ：金 型 <input type="checkbox"/> ：材 料 <input type="checkbox"/> ：その他(                    )			
※内容は出来るだけ詳細に明記ください。余白部分に記入出来ない場合は、別紙添付も可。			
変更後		現行	
変更申請理由			
提出資料			
実施希望時期			

受 理 購 買	承認の可否 技 術	条件の有無 技 術	条件記入欄(有の場合)
	可・否	有・無	

工場長 承認	技術本部長 審査	通知書フロー：技術→コピー配布先(部材使用部署は必須) 原本は技術部保管											
		配布先	営業	品証	加工	製造	生管	購買	技術	IE	機械 工作	取引 先	整理 No.
			1	1	1	1		1	原		1	1	

[様式6]

日本 GT 株式会社 御中

作成日：

貴社名：

貴社住所：

ご担当者氏名：

部署名：

ご連絡先：

貴社  
社印

当社の下記製品は、品目別原産規則に基づく原産品であることを宣誓いたします。

記

該当製品

No.	品名		品番 (図番)	HSコード	判定基準	生産場所
	和文	英文				
						貴社工場 所在地

証明内容の変化、原価の著しい変化、構成部材の変更など諸般の事情で変更が無い限り発行日より1年間を有効とする。又証明内容に変更がある場合は速やかに貴社へ通知し、指示に従うものといたします。

以上

【改定履歴】

2006年4月：第5版として制定  
 2009年6月：第6版として改正  
 2011年4月：第7版として改正  
 2014年11月：第8版として改正  
 2017年8月：第9版として改正  
 2020年6月：第10版として改正  
 2023年2月：第11版として改正  
 2023年10月：第12版として改正

【改定箇所】

改正日	No.	主な改正内容	Page・項
第6版 2009. 6. 1	1	2. 日本G Tの環境方針 一部変更	P3 2項
	2	4 ②提出書類 有害物質含有開示[C]に使用量／含有濃度の根拠データ提示を要求	P4 4②項
	3	(3) ⑤REACH規制による高懸念物質(SVHC) (別表5)追加 用語の定義に高懸念物質(SVHC) 追記 別表5追加	P5 (3) ⑤ P6 5項 P10-11別表5
	4	7. 別表1 含有禁止物質 12、17-19追加	P7 12、17-19
	5	有害物質情報開示[C]に使用量／含有濃度の根拠データ添付を要求	P14
第7版 2011. 4. 1	1	2. 日本G Tの環境方針 注記追記 (H. P. への記載案内)	P3 2項
	2	4. お取引先様に求めるグリーン調達の要件 (1) ① 合格点13点→15点 ② 製造上の含有可能性物質の調査要求 JAMP AIS、MSDSplus様式の採用、MSDSの必須を要求	P4 4(1)項 ①及び②
	3	4. お取引先様に求めるグリーン調達の要件 (2) 評価手順 ② E-mail追加 ④ 再調査要件追記	P4 4(2)項② P5 4(2)項④
	4	(3) グリーン調達に係る化学物質 JAMP管理対象物質追記	P5 (3)項②
	5	7. 別表1 含有禁止物質、別表2 使用制限物質 物質リストの更新	P7-P11
	6	調査回答様式変更 [様式1]取引先環境保全活動基準[A] [様式2]製品アセスメント[B] [様式3]有害物質含有情報開示[C]	P13-P15
	7	[別表4]含有禁止物質例示リスト	別紙添付
第8版 2014. 11. 1	1	2. 商品種別の限定削除 (サーモ、サーミスタの削除)	P3 2項 P4 3項 (2)
	2	4. お取引先様に求めるグリーン調達の要件 (1) ②サプライヤーについての言及 [提出書類] 輸出管理令非該当証明書 追加	P4 4(1)項 ②
	3	(4) 評価する頻度 変更→4M変更	P5 (4) 項
	4	5. 用語の定義 4M変更 追記	P6 5項
	5	別表2 使用制限物質 POSs規制 Annex 1の追加	P10 14項
第9版 2017. 8. 1	1	4. chem SHERPA、 追記	P4 4項 (1) ②
	2	MSDS⇒SDS、RoHS指令⇒RoHS II 指令⇒RoHS指令 (※最新版)	該当Page
	3	社内承認に時間を要する場合があります、基本6か月前に情報提供	P5 (4) 項
	4	使用禁止物質No. 28～34 追加	P9 別表1
	5	取引先環境保全活動基準 [A] 8項追加 RoHS II 指令 非含有保証書 ⑦～⑩の変更計画提示要求	P16
第10版 2020. 6. 1	1	4 (1) ② 継続的管理の要求追記	P4
	2	製品アセスメント (B) 5項5.1 5.2 5.3 設問追加	P14
	3	原産性証明書の提出及び 様式追加	P18

	4	含有禁止物質の追加	P9
第11版 2023. 2. 20	1	回答様式 6 原産地証明書→原産品であることを示す宣誓書	P2
	2	3 (2) 適用範囲：加工工程及び梱包材追記	P4
	3	4 (1) ②情報伝達様式：JAMP AIS、MSDSplus、JAMA 削除→IMDS, JAPIA シート追記	P4
	4	4 (3) グリーン調達ガイドライン付表として制定	P5
	5	5 用語-含有禁止物質：関係する法規制→関係する代表的な法規制	P6
	6	判定欄依頼部署削除	P7-P9
	7	別表新規	
第12版 2023. 10. 3	1	変更申請書改定	P11

## カテゴリー 1 < 含有禁止物質 >

国内および各国または各地域の法規制によって製品への含有、製作工程での使用の禁止、制限が求められている物質リストです。

なお、EU RoHS規制該当10物質の除外用途は適用します。

表 1 含有禁止物質

No.	化学物質名/群	対象範囲	主たる法令・規制	主な用途	日本GT基準	化学記号/略号
1	カドミウム/カドミウム化合物 Cadmium/Cadmium Compounds	製品、部品、 副資材	EU RoHS指令 EU ELV指令	プラスチック（ゴム・フィルムを含む）に用いられる安定剤、顔料、染料、インキ、メッキ、蛍光体、表面処理、コーティング	意図的添加禁止または閾値 100ppm	Cd
		包装材	EU梱包および梱包廃棄物指令 米国包装材含有化学物質モデル規制		意図的添加禁止または 100ppm以下※1	
2	六価クロム化合物 Hexavalent chromium Compounds	製品、部品、 副資材	EU RoHS指令 EU ELV指令	表面処理（めっき）、インキ、顔料、塗料 除外：蛍光灯、電池材料	意図的添加禁止または閾値 1000ppm	Cr6+
		包装材	EU梱包および梱包廃棄物指令 米国包装材含有化学物質モデル規制		意図的添加禁止または 100ppm以下※1	
3	鉛及びその化合物 Lead and Lead Compounds	製品、部品、 副資材	EU RoHS指令 EU ELV指令	部品の外部電力、リード端子等のはんだ処理	意図的添加禁止または閾値 1000ppm	Pb
		包装材	EU梱包および梱包廃棄物指令 米国包装材含有化学物質モデル規制		意図的添加禁止または 100ppm以下※1	
4	水銀 及びその化合物 Mercury and Mercury Compounds	製品、部品、 副資材	EU RoHS指令 EU ELV指令	顔料、塗料、インキ、時間計等のインジケータ、水銀を接点に用いたり	意図的添加禁止または閾値	Hg
		包装材	EU梱包および梱包廃棄物指令 米国包装材含有化学物質モデル規制	レー、スイッチ、センサー、プラスチックへの調剤	意図的添加禁止または 100ppm以下※1	
5	ポリ臭化ジフェニル類（PBB類） Polybrominated Biphenyls (PBBs)	製品、部品、 副資材	EU RoHS指令 POPs条約 PIC条約	プラスチックの難燃剤、電線樹脂被覆の難燃剤	意図的添加禁止又は閾値 1000ppm以下	PBB

No.	化学物質名/群	対象範囲	主たる法令・規制	主な用途	日本GT 基準	化学記号 /略号
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類) Polybrominated Diphenylethers (PBDEs)	製品、部品、 副資材	EU RoHS指令 POPs条約 PIC条約	プラスチックの難燃 剤、電線樹脂被覆 の難燃剤	意図的添 加禁止又は 閾値 1000ppm 以下	PBDE
7	ビス(2-エチルヘキサン-1-イル) =フタラート(DEHP) Bis(2-ethylhexyl) phthalate (DEHP)	製品、部品、 副資材	EU RoHS指令 EU REACH XVII	塩化ビニル樹脂可 塑剤、塗料・顔 料・接着剤溶剤	意図的添 加禁止又は 閾値 1000ppm 以下	DEHP
8	8 フタル酸ブチルベンジル (BBP) Butyl benzyl phthalate (BBP)	製品、部品、 副資材	EU RoHS指令 EU REACH XVII	セラミックバインダー 用・アクリル系塗料 用可塑剤	意図的添 加禁止又は 閾値 1000ppm 以下	BBP
9	フタル酸ブチル (DBP) Dibutyl phthalate (DBP)	製品、部品、 副資材	EU RoHS指令 EU REACH AnnexXVII	塗料、顔料、接 着剤、樹脂の可塑 剤	意図的添 加禁止又は 閾値 1000ppm 以下	DBP
10	フタル酸ジイソブチル (DIBP) Diisobutyl phthalate (DIBP)	製品、部品、 副資材	EU RoHS指令 EU REACH AnnexXVII	樹脂、接着剤の可 塑剤	意図的添 加禁止又は 閾値 1000ppm 以下	DIBP
11	有機スズ化合物と三置換有機スズ化合 物 Organostannic compounds (付表1を参照)	製品、部品、 副資材	EU REACH AnnexXVII PIC条約	プラスチックの熱的 安定化剤、塗料、 防虫剤、殺菌剤	意図的添 加禁止又は 閾値 1000ppm 以下	Sn
12	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類) Polychlorinated Biphenyls (PCBs)	製品、部品、 副資材	POPs条約 PIC条約	電気機器の絶縁 油、可塑剤、塗 料、ノンカーボン紙 の溶剤	使用禁止	PCB
13	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が1以上) Polychloronaphthalenes (C1 =>3)	製品、部品、 副資材	POPs条約	潤滑油及び切削 油、木材用の防腐 剤、防虫剤、かび 防止剤、塗料	使用禁止	PCN
14	ポリ塩化ターフェニル類 (PCTs) Polychlorinated terphenyls	製品、部品、 副資材	EU REACH AnnexXVII PIC条約	接着剤、塗料、イ ンキ	使用禁止	PCT
15	短鎖型塩化パラフィン (炭素鎖長10~13の短鎖型塩素 パラフィン) Short Chain Chlorinated Paraffins(C10-C13)	製品、部品、 副資材	POPs条約 PIC条約	船舶の防火塗 料、帆布や天幕の 防水・防火加工 剤、ビニル樹脂の 可塑剤	意図的添 加禁止又は 閾値 1000ppm 以下	SCCP

No.	化学物質名/群	対象範囲	主たる法令・規制	主な用途	日本GT基準	化学記号/略号
16	ジメチルフマレート(DMF) (フマル酸ジメチル) Dimethyl fumarate	製品、部品、 副資材	EU REACH AnnexXVII	殺生物剤、カビ防 止剤、有機合成用 溶剤	使用禁止	DMF
17	アスベスト類 Asbestos (付表2を参照)	製品、部品、 副資材	EU REACH AnnexXVII 日本 石綿障害予 防規則 PIC条約 米国TSCA	防火材、断熱材、 防音材、絶縁性	意図的添 加禁止	石綿
18	一部の芳香族アミンを生成するアゾ色 素、アゾ染料 Azocolourants and Azodyes (付表3を参照)	製品、部品、 副資材	EU REACH AnnexXVII	染料	意図的添 加禁止	-
19	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) Perfluorooctanesulfonic acid (付表4を参照)	製品、部品、 副資材	EU REACH AnnexXVII POPs条約 PIC条約	撥水剤、紙又は布 の防汚剤、泡消火 剤、界面活性剤	使用禁止	PFOS
20	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) Perfluorooctanoic acid (付表5を参照)	製品、部品、 副資材	POPs条約	撥水剤、紙又は布 の防汚剤、泡消火 剤、界面活性剤	使用禁止	PFOA
21	ダイオキシン類 Dioxins and dioxin-like compounds ※法令は「ダイオキシン類対策特別措 置法 環境庁」でHPより入手可	製品、部品、 副資材	日本 ダイオキシン 類対策特別措置 法	-	使用禁止	-
22	多環芳香族炭化水素 Polycyclic Aromatic Hydrocarbons (PAHs)	製品、部品、 副資材	EU REACH AnnexXVII	ゴム、ABS樹脂、ポ リプロピレン、ラッ カーコーティングした プラスチックや天然 素材の黒色顔料、 軟化油、防虫剤	用途限定 閾値 0.5mg/kg 以下	PAHs
23	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDもしくはHBCDD) Hexabromocyclododecane (付表6を参照)	製品、部品、 副資材	POPs 条約 PIC条約	(臭素系) 樹脂 の難燃剤	意図的添 加禁止又は 閾値 100ppm	HBCD/H BCDD
24	ベンゼンアミン、N-フェニル、スチレンおよ び2,4,4-トリメチルペンテンとの反応生成 物 (BNST) Benzenamine N-phenyl, reaction products with styrene and 2,4,4-trimethylpentene	製品、部品	-	自動車オイルの酸 化防止剤や工業 用潤滑剤、ゴム部 品	用途限 定：ゴムタ イヤ	BNST
25	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イ ル)-4,6-ジ-tertブチルフェノール 2-(2H-1,2,3-Benzotriazol-2-yl)- 4,6-di-tert-butylphenol(UV-320)	製品、部品、 副資材	EU REACH AnnexXIV 化審法 第1種特 定化学物質	プラスチック成形 品、化粧板、塗 料、感光剤	意図的添 加禁止	UV-320

No.	化学物質名/群	対象範囲	主たる法令・規制	主な用途	日本GT基準	化学記号/略号
26	塩化コバルト Cobalt(II) dichloride	製品、部品、 副資材	EU REACH 高懸 念物質(SVHC)	シリカゲル水分の指 示薬、示温顔料、 ガラス、陶器の着 色、ビールの泡の安 定剤	意図的添 加禁止	—
27	オゾン層破壊物質 Class I 該当 (CFCs, HBFCs, 四塩化炭素等) (付表7を参照)	製品、部品、 副資材、製造 工程	モントリオール議定 書 日本 オゾン層保護 法(特定物質)	溶剤、脱脂洗浄 剤、溶媒	使用禁止 「製品の含 有調査」に 加え、お取 引先様「製 造工程での 使用有無の 調査」を含 みます	CFCS/ HBFCs
28	放射性物質 Radioactive Substances	製品、部品、 副資材	2013/59/EURA TOM 日本 原子炉等規 制法と放射線障害 防止法	—	使用禁止	—
29	化学兵器禁止条約対象物質 ※「化学兵器禁止法に基づく指定物質 一覧 指定物質一覧 経済産業省」で HPより入手可	製品、部品、 副資材	日本 化学兵器禁 止法	—	意図的添 加禁止	—
30	過塩素酸塩 Perchlorate acid	製品、部品	米国カリフォルニア 州 過塩素酸塩の 取り扱いに関する 規制	過塩素酸塩を含む 全ての物質（過塩 素酸塩含有量が 6ppb以上）が対 象	使用禁止ま たは含有あ りは報告要	—
31	リン酸トリス(TCEP) (2-クロロエチル) 2-Chloroethyl	製品、部品、 副資材	EU REACH 高懸念物質 (SVHC)	ウレタン樹脂用難 燃剤、潤滑油添加 剤	意図的添 加禁止又は 閾値 1000ppm 以下(製品 全体)	TCEP
32	赤リン Red phosphorus	製品、部品	顧客個別要求	樹脂材の難燃剤	樹脂成形 用途限定で 使用禁止	P

No.	化学物質名/群	対象範囲	主たる法令・規制	主な用途	日本GT基準	化学記号/略号
A1	化審法の第一特定化学物質 ※2	製品、部品、 副資材	日本 化審法 (化学物質の審査 及び製造等の規制 に関する法律)	—	意図的添 加禁止	—
B1	安衛法の製造等禁止該当物質 ※2	製品、部品、 副資材	日本 安衛法 (労働安全衛生 法)	—	意図的添 加禁止	—
C1	毒劇法特定毒物該当物質 ※2	製品、部品、 副資材	日本 毒劇法 (毒物及び劇物 取締法)	—	意図的添 加禁止	—
D1	ロッテルダム条約(PIC条約) 付属書Ⅲ の規制物質で輸出貿易管理令別表2 35の3に該当する物質 ※2	製品、部品、 副資材	ロッテルダム条約 日本 貿易輸出管 理令	—	意図的添 加禁止	—
E1	JAMP管理対象物質 (含むchemSHERPA) ※3	製品、部品、 副資材	JAMP (ア－ティク ルマネジメント推進 協議会) 管理対 象物質	—	意図的添 加禁止	—

※ RoHS指令Ⅱ禁止物質は、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、PBB（臭素系添加物）、PBDE（臭素系添加物）及び特定フタル酸エステル(DEHP、BBP、DBP、DIEP)の10物質。

PBDE類には、Deca-BDE類も含む。尚、RoHS規制該当10物質の除外用途は適用する。

※ ELV指令（2003年7月以降の販売車への使用禁止）は、鉛、水銀、カドミウム及び六価クロム。

※ 本管理値は、関連する法規制（参照法規制欄）を参照に弊社として定めたもの。

※1 Pb(鉛),Cd(カドミウム),Hg(水銀),Cr6+(六価クロム)の合計で100ppm以下であること。

※2 物質個々の規制情報または法令の情報に付きましては独立行政法人 製品評価技術基盤機構が管理する「NITE-CHLIP（NITE 化学物質総合情報提供システム）」を利用ください。

※3 ア－ティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が運営するchemSHERPA 管理対象物質「chemSHERPA管理対象物質リスト by JAMP」でHPより検索が出来ます。

## カテゴリー 2 < 使用制限物質 >

表2 使用制限物質

No.	化学物質名/群	対象範囲	主たる法令・規制	主な用途	日本GT基準	化学記号/略号
1	アンチモン及びその化合物 Antimony and Antimony Compounds	部品、製品、副資材	EU 玩具指令 日本 安衛法	鉛と合金でバッテリーの電極、イリジウムやガリウムと合金で半導体、潤滑剤、ケーブル皮膜材料、陶器、ガラス	意図的添加禁止又は製品の1000ppm以上は使用量報告要	Sb
2	ヒ素及びその化合物 Arsenic and Arsenic Compounds	部品、製品、副資材	EU REACH AnnexXVII EU 玩具指令 日本 化管法第一種特定化学物質 日本 安衛法	ガラスの脱色、顔料、塗料、染料、半導体素子、難燃剤、インキ	意図的添加禁止又は製品の1000ppm以上は使用量報告要	As
3	ベリリウム及びその化合物 Beryllium and Beryllium Compounds	部品、製品、副資材	日本 化管法第一種特定化学物質 日本 安衛法	セラミック原料、合金、触媒、電極、金型、接点、合金材料	意図的添加禁止又は製品の1000ppm以上は使用量報告要	Be
4	ビスマス及びその化合物 Bismuth and Bismuth Compounds	部品、製品、副資材	日本 化管法第一種特定化学物質	鉛フリー半田、電極、鉛合金	意図的添加禁止又は製品の1000ppm以上は使用量報告要	Bi
5	ニッケル及びその化合物 Nickel and Nickel Compounds	部品、製品 但し、合金（例ステンレスなど）は除く	EU REACH AnnexXVII EU 玩具指令 日本 化管法第一種特定化学物質	顔料、塗料、着色剤、電池材料、メッキ、電極、表面処理	意図的添加禁止又は製品の1000ppm以上は使用量報告要	Ni
6	セレン及びその化合物 Selenium and Selenium Compounds	部品、製品、副資材	EU 玩具指令 日本 安衛法	半導体材料、感光体、顔料、塗料	意図的添加禁止又は製品の1000ppm以上は使用量報告要	Se
7	臭素系難燃剤 Brominated Flame Retardants	部品、製品 PBB、PBDE類を除く非特定臭素系難燃剤	JEDC JS709 IPC-4101及び IEC61249	プラスチックの難燃剤	意図的添加禁止又は製品の1000ppm以上は使用量報告要	-

No.	化学物質名/群	対象範囲	主たる法令・規制	主な用途	日本GT 基準	化学記号 /略号
8	ポリ塩化ビニル (PVC) Vinyl Chloride Polymer (PVC)	部品、製品、 副資材	JEDC JS709	電源コード、シー ト、絶縁版、パイ プ、ホース、絶縁 テープ	意図的添 加禁止又は 製品の 1000ppm 以上は使用 量報告要	PVC
9	一部のフタル酸エステル類 (カテゴリー 1 を除く) Phthalates	部品、製品	EU REACH 米国 プロポジション 65			-
(1)	フタル酸ジベンチル 1,2-Benzenedicarboxylic acid					-
(2)	フタル酸ジベンチル(直鎖・分岐) Dipentyl phthalate, branched and linear					-
(3)	フタル酸ジヘキシル Dihexan-1-yl phthalate					DPP
(4)	フタル酸ジシクロヘキシル Dicyclohexan-1-yl phthalate				意図的添 加禁止又は 製品の 1000ppm 以上は使用 量報告要 ※基本は CAS No.で 回答 (ISO 1043-4 コードは応 談)	DPP
(5)	フタル酸ジイソブチル Diisobutyl phthalate					DHP
(6)	フタル酸ジイソペンチル Diisopentyl phthalate					DCHP
(7)	フタル酸ビス(2-メトキシエチル) Bis(2-methoxyethyl) phthalate	部品、製品	EU REACH 高懸 念物質 (SVHC)	樹脂系の充填剤、 接着剤の可塑剤、 両面テープの粘着 剤、テープの粘着 剤		DIBP
(8)	1,2-ベンゼンジカルボン酸 Dialkyl(C=6-8 branched, C7- rich) phthalate					DIPP
(9)	1,2-ベンゼンジカルボン酸 Di(branched and linear hexyl) phthalate					DIHP
(10)	フタル酸n-ペンチルイソペンチル Isopentyl pentyl phthalate					-
(11)	1,2-ベンゼンジカルボン酸 Di(C7-11-branched and linear alkyl) phthalate					-
(12)	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジ-C6～ 10-アルキルエステル ; Dialkyl(C=6-10) phthalate					-
(13)	フタル酸ジイソノニル Diisononyl phthalate					DINP
(14)	フタル酸ジイソデシル 1,2-Benzenedicarboxylic acid diisodecyl ester		EU REACH AnnexXVII EU 玩具指令			DIDP
(15)	フタル酸ジ-n-オクチル Bis(n-octyl) phthalate					DNOP

No.	化学物質名/群	対象範囲	主たる法令・規制	主な用途	日本GT基準	化学記号/略号
10	オゾン層破壊物質 Class II 該当 (HCFC) (付表7を参照)	洗浄用途に 適用(冷媒、 発泡剤用途 は除外)	モントリオール議定 書 日本 オゾン層保護 法(特定物質)	溶剤、脱脂洗浄 剤、溶媒	使用禁止 様式3「特 定化学物 質の使用情 報公開 [C]」に記 入下さい	HCFC
11	デカブロモジフェニルエーテル Decabromodiphenyl ether	米国向け部 品、製品	TSCA POPs条約	電気製品や繊維 製品、プラスチック 製筐体等の難燃 剤	意図的添 加禁止又は 製品の使用 量報告要	DecaBD E
12	ヘキサクロロブタジエン Hexachlorobutadiene	米国向け部 品、製品	TSCA POPs条約	他の塩素含有化 合物の溶媒	意図的添 加禁止又は 製品の使用 量報告要	HCBD
13	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール 2,4,6-Tri-tert-butylphenol	米国向け部 品、製品	TSCA 日本 化審法第一 種特定化学物質	酸化防止剤その 他の調整添加剤 (潤滑油用又は 燃料油用)	意図的添 加禁止又は 製品の使用 量報告要	2,4,6- TTBP
14	ペンタクロロチオフェノール2,3,4,5,6- Pentachlorobenzenethiol	米国向け部 品、製品	TSCA	ゴム部品の剛性率 向上のための 添加剤	意図的添 加禁止又は 製品の使用 量報告要	PCTP
15	リン酸トリス (4-イソプロピルフェニル) Isopropylated phenol phosphate (3:1)	米国向け部 品、製品	TSCA	塩ビ製品の難燃性 可塑剤	意図的添 加禁止又は 製品の使用 量報告要	PIP (3:1)
A2	REACH /制限物質 ※1	製品、部品、 副資材	EU REACH AnnexXVII ※1	含有禁止物質に 掲載される物質を 除く。 用途によって適用 除外項目あり。	意図的添 加禁止又は 製品の 1000ppm 以上は使 用量報告 要	-
B2	REACH /認可物質 ※1	製品、部品、 副資材	EU REACH AnnexXIV ※1			-
C2	REACH /SVHC 高懸念物質 (認可対象候補物質) ※1	製品、部品、 副資材	EU REACH /SVHC ※1			-
D2	JAMP管理対象物質 (含むchemSHERPA)	製品、部品、 副資材	-			-

※1 EU(欧州連合)で制定されていますEU REACH規則の化学物質に関する情報に付きましてはECHA(European Chemicals Agency ; 欧州化学品庁)が公開していますHPより確認いただけます。

<https://echa.europa.eu/information-on-chemicals/ec-inventory>

## カテゴリ-3 < 付表 >

以下は上記で提示した項目に該当する具体的な物質を示した表となります。

**付表1 三置換有機スズ化合物と有機スズ化合物 一覧**

No.	化学物質名/群	例示 CAS番号	主な用途	日本GT 基準	化学記号 /略号
1	トリブチルスズ=オキシド (TBTO) Bis(tributyltin) oxide	56-35-9、他	塗料、インキ、顔料、防腐剤	意図的添加禁止又は 閾値Sn換算で	TBTO
2	トリブチルスズ化合物(TBT類) Bis(tributyltin) oxide	56-35-9、他			TBT
3	トリフェニルスズ化合物(TPT類) Bis(triphenyltin)oxide	76-87-9、他			TPT
4	その他の三置換有機スズ化合物	-			-
5	ジブチルスズ(DBT)化合物 Dibutyltin oxide	683-18-1、他	塩化ビニル樹脂用安定剤、滑剤、ウレタン硬化触媒	1000ppm	DBT
6	ジオクチルスズ(DOT)化合物 Diocetyl tin oxide	3542-36-7、他			DOT
7	その他の二置換有機スズ化合物	-	-	-	-

**付表2 アスベスト類**

No.	化学物質名/群	例示 CAS番号	主な用途	日本GT 基準	化学記号 /略号
1	アスベスト繊維類 Asbestos fibres	1332-21-4	鉄骨等の耐火被覆材や吸音・結露防止、ブレーキライニング、ブレーキパッド、クラッチフェーシング、クラッチライニング	意図的添加禁止	-
2	クリソタイル (白石綿) Asbestos, chrysotile	12001-29-5			-
3	クロシドライト (青石綿) Crocidolite	12001-28-4			-
4	アモサイト (茶石綿) Amosite asbestos	12172-73-5			-
5	アンソフィライト Anthophyllite	77536-67-5			-
6	トレモライト Tremolite-actinolite	77536-68-6			-
7	アクチノライト Actinolite	77536-66-4			-

**付表3 一部の芳香族アミンを生成するアゾ色素、アゾ染料 一覧**

No.	化学物質名/群	例示 CAS番号	主な用途	日本GT 基準	化学記号 /略号
1	ビフェニル-4-イルアミン、4-ビフェニルアミン Biphenyl-4-ylamine	92-67-1	染料アゾ系および硫化系染料中間体	意図的添加禁止	-
2	2-メトキシアニリン 2-Methoxyaniline	90-04-0	染料中間体	意図的添加禁止	-
3	o-トルイジン o-Toluidine	95-53-4	染料アゾ系および硫化系染料中間体	意図的添加禁止	-
4	4-クロロ-2-メチルアニリン 4-Chloro-2-methylaniline	95-69-2	アゾ染料中間体	意図的添加禁止	-
5	4-メトキシ-1,3-フェニレンジアミン 4-Methoxy-1,3-phenylenediamine	615-05-4	染料中間体	意図的添加禁止	-

No.	化学物質名/群	例示 CAS番号	主な用途	日本GT 基準	化学記号 /略号
6	4, 4'-オキシジアニン 4,4'-Oxydianiline	101-80-4	合成中間体, ポリ イミド樹脂原料	意図的添 加禁止	-
7	4, 4'-スルファンジイルジアニン 4,4'-Sulfanediylidianiline	139-65-1	ポリイミド樹脂原料	意図的添 加禁止	-
8	4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン 4,4'-Diamino-3,3'-dimethyldiphenylmethane 4,4'-メチレンジ-オルト-トリジン 3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0	エポキシ樹脂・ウレ タン樹脂用硬化 剤, 合成樹脂中 間体	意図的添 加禁止	-
9	2,4-ジアミノトルエン 2,4-Diaminotoluene 4-メチル-メタ-フェニレンジアミン 2,4-トリレンジアミン	95-80-7	ポリウレタン樹脂原 料の合成原料, 染料・顔料合成中 間体	意図的添 加禁止	-
10	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン 3,3'-Dichloro-4,4'-diaminodiphenylmethane 4,4'-メチレン-ビス-(2-クロロアニリン) 2,2'-ジクロロ-4,4'-メチレンジアニン	101-14-4	防水材・床材・全 天候型舗装材用 のウレタン樹脂硬 化剤	意図的添 加禁止	MBOCA
11	3,3'-ジクロロベンジジン 3,3'-Dichlorobenzidine 3,3'-ジクロロビフェニル-4,4'-イレンジアミン	91-94-1	有機黄色顔料中 間体	意図的添 加禁止	-
12	2,4-ジメチルアニリン 2,4-Dimethylaniline 2,4-キシリジン 2,4-Xylidine	95-68-1	染料・顔料中間体	意図的添 加禁止	-
13	2,6-ジメチルアニリン Aniline, 2,6-dimethyl- 2,6-キシリジン 2,6-Dimethylaniline	87-62-7	染料・顔料・医薬・ 農薬中間体	意図的添 加禁止	-
14	3,3'-ジメチルベンジジン 3,3'-Dimethylbenzidine 4,4'-ビ-オルト-トリジン (別名オルト-トリジン)	119-93-7	染料中間体	意図的添 加禁止	-
15	3,3'-ジメトキシベンジジン 3,3'-Dimethoxybenzidine オルト-ジアニシジン	119-90-4	医薬・染料 (ファ ーストブルー B ベ ース) 中間体	意図的添 加禁止	-
16	2,4,5-トリメチルアニリン 2,4,5-Trimethylaniline	137-17-7	染料・顔料中・塗 料・インキ中間体	意図的添 加禁止	-
17	2-ナフチルアミン 2-Naphthylamine (別名ベータ-ナフチルアミン)	91-59-8	アゾ染料中間体と して使用されてい たが, 原則として製 造等が禁止。	意図的添 加禁止	-
18	4-クロロアニリン 4-Chloroaniline	106-47-8	染料中間体、農 薬, 樹脂架橋剤	意図的添 加禁止	-
19	パラ-フェニルアゾアニリン p-Phenylazoaniline	60-09-3	染料	意図的添 加禁止	-
20	ベンジジン Benzidine	92-87-5	染料	意図的添 加禁止	-

No.	化学物質名/群	例示 CAS番号	主な用途	日本GT 基準	化学記号 /略号
21	2-メチル-4-(2-トリルアゾ) アニリン 2-Methyl-4-(2-tolyldiazenyl)aniline オルト-アミノアゾトルエン 4-アミノ-2',3-ジメチルアゾベンゼン 4-オルト-トリルアゾ-オルト-トルイジン	97-56-3	染料	意図的添加禁止	-
22	2-メチル-5-ニトロアニリン 2-Methyl-5-nitroaniline 5-ニトロ-オルト-トルイジン 2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8	染料・顔料中間体	意図的添加禁止	-
23	4,4'-メチレンジアニリン 4,4'-Methylenedianiline 4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9	染料中間体, エポキシ樹脂硬化剤	意図的添加禁止	-
24	2-メトキシ-5-メチルアニリン 2-Methoxy-5-methylaniline 6-メトキシ-メタ-トルイジン パラ-クレシジン	120-71-8	染料原料	意図的添加禁止	-

※EU REACH規制対象外であるが、中国、韓国で規制あり

付表4 ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 一覧

No.	化学物質名/群	例示 CAS番号	主な用途	日本GT 基準	化学記号 /略号
1	ペルフルオロオクタン-1-スルホニルフルオリド Perfluorooctane-1-sulfonyl fluoride	307-35-7		使用禁止	PFOS
2	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) Perfluoro(octane-1-sulfonic acid)	1763-23-1		使用禁止	PFOS
3	カリウム = ペルフルオロオクタン-1-スルホナート Potassium perfluorooctane-1-sulfonate	2795-39-3	めっき液のミスト防止剤 (泡を安定させて弾けさせないことでミスト化を防ぐ) 塗料のレベリング剤 (塗膜の平滑化) 消火剤 (水成膜泡消火薬剤や中性強化消火液) 殺虫剤 半導体リソグラフィの反射防止剤	使用禁止	PFOS
4	アンモニウム = ペルフルオロオクタン-1-スルホナート Ammonium perfluorooctane-1-sulfonate	29081-56-9		使用禁止	PFOS
5	リチウム = ペルフルオロオクタン-1-スルホナート Lithium perfluorooctane-1-sulfonate	29457-72-5		使用禁止	PFOS
6	テトラエチルアンモニウム = ペルフルオロオクタン-1-スルホナート Tetraethylammonium perfluorooctane-1-sulfonate	56773-42-3		使用禁止	PFOS
7	2,2-イミノジエタノールとペルフルオロオクタン-1-スルホン酸の化合物 (1:1) Compound of 2,2'-iminodiethanol and perfluorooctane-1-sulfonic acid (1:1)	70225-14-8		使用禁止	PFOS
8	ジデカン-1-イル (ジメチル) アンモニウム = ペルフルオロオクタン-1-スルホナート Didecan-1-yl(dimethyl)ammonium perfluorooctane-1-sulfonate	251099-16-8		使用禁止	PFOS

付表5 ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) 一覧

No.	化学物質名/群	例示 CAS番号	主な用途	日本GT 基準	化学記号 /略号
1	2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-ペンタデカフルオロオクタン酸 2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-Pentadecafluorooctanoic acid	335-67-1	コーティング剤(テフロン)、塗料のレベリング剤、水性膜形成泡消火剤、界面活性剤、紙の表面処理剤、樹脂改質剤	使用禁止	PFOA
2	銀(1+)=ペンタデカフルオロオクタノアート Silver(1+) pentadecafluorooctanoate	335-93-3		使用禁止	PFOA
3	ナトリウム=ペンタデカフルオロオクタノアート Sodium pentadecafluorooctanoate	335-95-5		使用禁止	PFOA
4	カリウム=ペンタデカフルオロオクタノアート Potassium pentadecafluorooctanoate	2395-00-8		使用禁止	PFOA
5	アンモニウム=2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-ペンタデカフルオロオクタノアート	3825-26-1		使用禁止	PFOA
6	テトラメチルアンモニウム=ペンタデカフルオロオクタノアート Tetramethylammonium pentadecafluorooctanoate	32609-65-7		使用禁止	PFOA
7	ペンタデカフルオロオクタノアート Pentadecafluorooctanoate	45285-51-6		使用禁止	PFOA
8	クロム(3+) = トリス(ペンタデカフルオロオクタノアート) Chromium(3+) tris(pentadecafluorooctanoate)	68141-02-6		使用禁止	PFOA
9	ペルフルオロ脂肪酸 (C=7-13) Perfluoro fatty acid(C=7-13)	68333-92-6		使用禁止	PFOA
10	ペルフルオロ脂肪酸 (C=6-18)のアンモニウム塩 Ammonium salts of perfluorofatty acids(C=6-18)	72623-77-9		使用禁止	PFOA
11	ペルフルオロ脂肪酸 (C=7-13)のアンモニウム塩 Ammonium salts of perfluorofatty acids(C=7-13)	72968-38-8		使用禁止	PFOA
12	ペルフルオロ脂肪酸 (C=7~19) Perfluorofatty acids(C=7-19)	91032-01-8		使用禁止	PFOA
13	カリウム=ペンタデカフルオロオクタノアート二水和物 Potassium pentadecafluorooctanoate dihydrate	98065-31-7		使用禁止	PFOA
14	テトラエチルアンモニウム=ペンタデカフルオロオクタノアート Tetraethylammonium pentadecafluorooctanoate	98241-25-9		使用禁止	PFOA
15	テトラプロピルアンモニウム=ペンタデカフルオロオクタノアート Tetrapropylammonium pentadecafluorooctanoate	277749-00-5		使用禁止	PFOA
16	トリメチル(オクチル)アンモニウム=ペンタデカフルオロオクタノアート Trimethyl(octyl)ammonium pentadecafluorooctanoate	927835-01-6		使用禁止	PFOA

付表6 ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDもしくはHBCDD) 一覧

No.	化学物質名/群	例示 CAS番号	主な用途	日本GT 基準	化学記号 /略号
1	1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン 1,2,5,6,9,10-Hexabromocyclododecane	3194-55-6	発泡ポリスチレン等の難燃剤、接着剤の硬化促進剤、繊維のコーティング用	使用禁止	HBCDD
2	rel-(1R,2S,5R,6S,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン rel-(1R,2S,5R,6S,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-Hexabromocyclododecane	4736-49-6		使用禁止	HBCDD
3	ヘキサブロモシクロドデカン Hexabromocyclododecane	25637-99-4		使用禁止	HBCDD
4	rel-(1R,2S,5R,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン rel-(1R,2S,5R,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9,10-Hexabromocyclododecane	65701-47-5		使用禁止	HBCDD
5	rel-(1R,2R,5S,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン rel-(1R,2R,5S,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-Hexabromocyclododecane	134237-50-6		使用禁止	HBCDD
6	rel-(1R,2S,5R,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン rel-(1R,2S,5R,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-Hexabromocyclododecane	134237-51-7		使用禁止	HBCDD
7	rel-(1R,2R,5R,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン rel-(1R,2R,5R,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9,10-Hexabromocyclododecane	134237-52-8		使用禁止	HBCDD
8	(1R,2R,5R,6S,9S,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン (1R,2R,5R,6S,9S,10S)-1,2,5,6,9,10-Hexabromocyclododecane	138257-17-7		使用禁止	HBCDD
9	(1R,2R,5R,6S,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン (1R,2R,5R,6S,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-Hexabromocyclododecane	138257-18-8		使用禁止	HBCDD
10	(1R,2S,5S,6R,9S,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン (1R,2S,5S,6R,9S,10S)-1,2,5,6,9,10-Hexabromocyclododecane	138257-19-9		使用禁止	HBCDD
11	(1R,2S,5S,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン (1R,2S,5S,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9,10-Hexabromocyclododecane	169102-57-2		使用禁止	HBCDD
12	(1R,2R,5S,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン (1R,2R,5S,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-Hexabromocyclododecane	678970-15-5		使用禁止	HBCDD

No.	化学物質名/群	例示CAS番号	主な用途	日本GT基準	化学記号/略号
13	(1R,2S,5R,6S,9S,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン (1R,2S,5R,6S,9S,10S)-1,2,5,6,9,10-Hexabromocyclododecane	678970-16-6	発泡ポリスチレン等の難燃剤、接着剤の硬化促進剤、繊維のコーティング用	使用禁止	HBCDD
14	(1R,2R,5R,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン (1R,2R,5R,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9,10-Hexabromocyclododecane	678970-17-7	発泡ポリスチレン等の難燃剤、接着剤の硬化促進剤、繊維のコーティング用	使用禁止	HBCDD

注記) 本表に掲載した物質名、CAS番号等に関連する情報は、弊社が調査した範囲の例示です。

必ずしも、全ての情報を網羅していません。また、物質によっては、この他に慣例的な商品名で呼ばれることもあります。

物質の詳細については、サプライチェーンの上流から入手した情報を基にご確認されるようにお願いします。

### 付表7 オゾン層破壊物質

1985年 オゾン層を保護する目的で「モントリオール議定書」で全廃物質として規定されている物質で

**Class I** には付属書Aのグループ I、グループ II、付属書Bのグループ I、グループ II、グループ III、付属書Cのグループ II、グループ IIIと付属書Eのグループ I が該当します。

また、**Class II** には付属書Cのグループ I のみが該当します。

#### 付表7-1 Class I 物質（1996年以降全廃）

オゾン層破壊物質 Class I については商品への「製品への含有調査」に加え、お取引先様「製造工程での使用の有無の調査」を含みます。

No.	物質名	英語名	化学構造式	例示CAS番号	備考
1	トリクロロフルオロメタン	CFC-11	$\text{CCl}_3\text{F}$	75-69-4	付属書A グループ I
2	ジクロロジフルオロメタン	CFC-12	$\text{CCl}_2\text{F}_2$	75-71-8	付属書A グループ I
3	トリクロロトリフルオロエタン	CFC-113	$\text{C}_2\text{Cl}_3\text{F}_3$	26523-64-8	付属書A グループ I
4	ジクロロテトラフルオロエタン	CFC-114	$\text{C}_2\text{Cl}_2\text{F}_4$	1320-37-2 76-14-2 374-07-2	付属書A グループ I
5	クロロペンタフルオロエタン	CFC-115	$\text{C}_2\text{ClF}_5$	76-15-3	付属書A グループ II
6	ブロモクロロジフルオロメタン	ハロン-1211	$\text{CBrClF}_2$	353-59-3	付属書A グループ II
7	ブロモトリフルオロメタン	ハロン-1301	$\text{CBrF}_3$	75-63-8	付属書A グループ II
8	ジブロモテトラフルオロエタン	ハロン-2402	$\text{C}_2\text{Br}_2\text{F}_4$	25497-30-7 124-73-2 27336-23-8	付属書A グループ II
9	クロロトリフルオロメタン	CFC-13	$\text{CClF}_3$	75-72-9	付属書B グループ I
10	ペンタクロロフルオロエタン	CFC-111	$\text{C}_2\text{Cl}_5\text{F}$	354-56-3	付属書B グループ I

No.	物質名	英語名	化学構造式	例示CAS番号	備考
11	テトラクロロジフルオロエタン	CFC-112	C <sub>2</sub> Cl <sub>4</sub> F <sub>2</sub>	28605-74-5 76-11-9 76-12-0	付属書B グループ I
12	ヘプタクロロフルオロプロパン	CFC-211	C <sub>3</sub> FCl <sub>7</sub>	135401-87-5	付属書B グループ I
13	ヘキサクロロジフルオロプロパン	CFC-212	C <sub>3</sub> F <sub>2</sub> Cl <sub>6</sub>	3182-26-1	付属書B グループ I
14	ペンタクロロトリフルオロプロパン	CFC-213	C <sub>3</sub> F <sub>3</sub> Cl <sub>5</sub>	134237-31-3	付属書B グループ I
15	テトラクロロテトラフルオロプロパン	CFC-214	C <sub>3</sub> F <sub>4</sub> Cl <sub>4</sub>	29255-31-0	付属書B グループ I
16	トリクロロペンタフルオロプロパン	CFC-215	C <sub>3</sub> F <sub>5</sub> Cl <sub>3</sub>	1599-41-3	付属書B グループ I
17	ジクロロヘキサフルオロプロパン	CFC-216	C <sub>3</sub> Cl <sub>2</sub> F <sub>6</sub>	42560-98-5 661-97-2	付属書B グループ I
18	クロロヘプタフルオロプロパン	CFC-217	C <sub>3</sub> F <sub>7</sub> Cl	76-18-6 422-86-6	付属書B グループ I
19	四塩化炭素 Tetrachloromethane	-	CCl <sub>4</sub>	56-23-5	付属書B グループ II
20	1,1,1-トリクロロエタン	メチルクロロ ホルム	C <sub>2</sub> H <sub>3</sub> Cl <sub>3</sub>	71-55-6	付属書B グループ III
21	ジブロモフルオロメタン	ハロン 1102	CHFBr <sub>2</sub>	1868-53-7	付属書C グループ II
22	ブロモジフルオロメタン	ハロン 1201	CHBrF <sub>2</sub>	1511-62-2	付属書C グループ II
23	ブロモフルオロメタン	ハロン 1101	CH <sub>2</sub> FBr	373-52-4	付属書C グループ II
24	テトラブロモフルオロエタン	ハロン 2104	C <sub>2</sub> HFB <sub>4</sub>	-	付属書C グループ II
25	トリブロモジフルオロエタン	ハロン 2203	C <sub>2</sub> HF <sub>2</sub> Br <sub>3</sub>	-	付属書C グループ II
26	ジブロモトリフルオロエタン	ハロン 2302	C <sub>2</sub> HF <sub>3</sub> Br <sub>2</sub>	-	付属書C グループ II
27	ブロモテトラフルオロエタン	ハロン 2401	C <sub>2</sub> HF <sub>4</sub> Br	124-72-1	付属書C グループ II
28	トリブロモフルオロエタン	ハロン 2103	C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> FBr <sub>3</sub>	-	付属書C グループ II
29	ジブロモジフルオロエタン	ハロン 2202	C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> F <sub>2</sub> Br <sub>2</sub>	-	付属書C グループ II
30	ブロモトリフルオロエタン	ハロン 2301	C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> BrF <sub>3</sub>	421-06-7	付属書C グループ II
31	ジブロモフルオロエタン	ハロン 2102	C <sub>2</sub> H <sub>3</sub> Br <sub>2</sub> F	358-97-4	付属書C グループ II
32	ブロモジフルオロエタン	ハロン 2201	C <sub>2</sub> H <sub>3</sub> BrF <sub>2</sub>	359-07-9	付属書C グループ II
33	ブロモフルオロエタン	ハロン 2101	C <sub>2</sub> H <sub>4</sub> BrF	762-49-2	付属書C グループ II
34	ヘキサブロモフルオロプロパン	ハロン 3106	C <sub>3</sub> HFB <sub>6</sub>	-	付属書C グループ II
35	ペンタブロモジフルオロプロパン	ハロン 3205	C <sub>3</sub> HF <sub>2</sub> Br <sub>5</sub>	-	付属書C グループ II

No.	物質名	英語名	化学構造式	例示CAS番号	備考
36	テトラブロモトリフルオロプロパン	ハロン 3304	$C_3HF_3Br_4$	-	付属書C グループ II
37	トリブロモテトラフルオロプロパン	ハロン 3304	$C_3HF_4Br_3$	-	付属書C グループ II
38	ジブロモペンタフルオロプロパン	ハロン 3502	$C_3HF_5Br_2$	-	付属書C グループ II
39	ブromoヘキサフルオロプロパン	ハロン 3601	$C_3HF_6Br$	2252-78-0	付属書C グループ II
40	ペンタブロモフルオロプロパン	ハロン 3105	$C_3H_2FBr_5$	-	付属書C グループ II
41	テトラブロモジフルオロプロパン	ハロン 3204	$C_3H_2F_2Br_4$	-	付属書C グループ II
42	トリブロモトリフルオロプロパン	ハロン 3303	$C_3H_2F_3Br_3$	-	付属書C グループ II
43	ジブロモテトラフルオロプロパン	ハロン 3402	$C_3H_2F_4Br_2$	-	付属書C グループ II
44	ブromoペンタフルオロプロパン	ハロン 3501	$C_3H_2F_5Br$	-	付属書C グループ II
45	テトラブロモフルオロプロパン	ハロン 3104	$C_3H_3FBr_4$	-	付属書C グループ II
46	トリブロモジフルオロプロパン	ハロン 3203	$C_3H_3F_2Br_3$	-	付属書C グループ II
47	ジブロモトリフルオロプロパン	ハロン 3302	$C_3H_3F_3Br_2$	-	付属書C グループ II
48	ブromoテトラフルオロプロパン	ハロン 3401	$C_3H_3F_4Br$	-	付属書C グループ II
49	トリブロモフルオロプロパン	ハロン 3103	$C_3H_4FBr_3$	-	付属書C グループ II
50	ジブロモジフルオロプロパン	ハロン 3202	$C_3H_4F_2Br_2$	-	付属書C グループ II
51	ブromoトリフルオロプロパン	ハロン 3301	$C_3H_4F_3Br$	-	付属書C グループ II
52	ジブロモフルオロプロパン	ハロン 3102	$C_3H_5FBr_2$	-	付属書C グループ II
53	ブromoジフルオロプロパン	ハロン 3201	$C_3H_5F_2Br$	-	付属書C グループ II
54	ブromoフルオロプロパン	ハロン 3101	$C_3H_6FBr$	-	付属書C グループ II
55	ブromoクロロメタン Bromo(chloro)methane	-	$CH_2BrCl$	74-97-5	付属書C グループ III
56	臭化メチル Bromomethane	-	$CH_3Br$	74-83-9	付属書E グループ I

#### 付表7-2、Class II 物質（2020年以降全廃）

Class II 物質（HCFC）は、弊社向けでの洗浄用途での使用は禁止。（冷媒、発泡剤用途は除外）

Class II 物質（HCFC）は、弊社に納入する場合は、様式3「特定化学物質の使用情報開示 [C]」に記入してください。取引先様でのClass II 物質（HCFC）の使用は含みません。

No.	物質名	英語名	化学構造式	例示CAS番号	備考
1	ジクロロフルオロメタン	HCFC-21	$CHCl_2F$	75-43-4	付属書C グループ I

No.	物質名	英語名	化学構造式	例示CAS番号	備考
2	クロロジフルオロメタン	HCFC-22	CHClF <sub>2</sub>	75-45-6	付属書C グループ I
3	クロロフルオロメタン	HCFC-31	CH <sub>2</sub> ClF	596-70-4	付属書C グループ I
4	テトラクロロフルオロエタン	HCFC-121	C <sub>2</sub> HFCl <sub>4</sub>	134237-32-4 354-11-0 354-14-3	付属書C グループ I
5	トリクロロジフルオロエタン	HCFC-122	C <sub>2</sub> HF <sub>2</sub> Cl <sub>3</sub>	354-15-4 134237-33-5	付属書C グループ I
6	1. 2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン ※	HCFC-123	C <sub>2</sub> HCl <sub>2</sub> F <sub>3</sub>	306-83-2	付属書C グループ I
7	2. その他のもの	HCFC-123	C <sub>2</sub> HF <sub>3</sub> Cl <sub>2</sub>	34077-87-7	付属書C グループ I
8	1. 2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン ※	HCFC-124	C <sub>2</sub> HClF <sub>4</sub>	2837-89-0	付属書C グループ I
9	2. その他のもの	HCFC-124	C <sub>2</sub> HClF <sub>4</sub>	63938-10-3	付属書C グループ I
10	トリクロロフルオロエタン	HCFC-131	C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> FCl <sub>3</sub>	134237-34-6 811-95-0 27154-33-2	付属書C グループ I
11	ジクロロジフルオロエタン	HCFC-132	C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> F <sub>2</sub> Cl <sub>2</sub>	25915-78-0	付属書C グループ I
12	クロロトリフルオロエタン	HCFC-133	C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> ClF <sub>3</sub>	1330-45-6 75-88-7 421-04-5 431-07-2	付属書C グループ I
13	ジクロロフルオロエタン	HCFC-141	C <sub>2</sub> H <sub>3</sub> FCl <sub>2</sub>	25167-88-8 430-57-9	付属書C グループ I
	2. その他のもの	HCFC-141	C <sub>2</sub> H <sub>3</sub> FCl <sub>2</sub>	-	付属書C グループ I
14	1. 1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン ※	HCFC-141b	C <sub>2</sub> H <sub>3</sub> Cl <sub>2</sub> F	1717-00-6	付属書C グループ I
15	1. 1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン ※	HCFC-142b	C <sub>2</sub> H <sub>3</sub> ClF <sub>2</sub>	75-68-3	付属書C グループ I
16	2. その他のもの	HCFC-142	C <sub>2</sub> H <sub>3</sub> F <sub>2</sub> Cl	25497-29-4 338-64-7	付属書C グループ I
17	クロロフルオロエタン	HCFC-151	C <sub>2</sub> H <sub>4</sub> FCl	110587-14-9 762-50-5 1615-75-4	付属書C グループ I
18	ヘキサクロロフルオロプロパン	HCFC-221	C <sub>3</sub> HFCl <sub>6</sub>	134237-35-7	付属書C グループ I
19	ペンタクロロジフルオロプロパン	HCFC-222	C <sub>3</sub> HF <sub>2</sub> Cl <sub>5</sub>	134237-36-8	付属書C グループ I
20	テトラクロロトリフルオロプロパン	HCFC-223	C <sub>3</sub> HF <sub>3</sub> Cl <sub>4</sub>	134237-37-9	付属書C グループ I
21	トリクロロテトラフルオロプロパン	HCFC-224	C <sub>3</sub> HF <sub>4</sub> Cl <sub>3</sub>	134237-38-0 127564-91-4	付属書C グループ I
22	1.3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン ※	HCFC-225ca	C <sub>3</sub> HCl <sub>2</sub> F <sub>5</sub>	422-56-0	付属書C グループ I
23	2.1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン ※	HCFC-225cb	C <sub>3</sub> HCl <sub>2</sub> F <sub>5</sub>	507-55-1	付属書C グループ I

No.	物質名	英語名	化学構造式	例示CAS番号	備考
24	3. その他のもの	HCFC-225	$C_3HCl_2F_5$	422-44-6 422-48-0 431-86-7 13474-88-9 111512-56-2 127564-92-5 128903-21-9 136013-79-1	付属書C グループ I
25	クロロヘキサフルオロプロパン	HCFC-226	$C_3HF_6Cl$	134308-72-8 422-55-9 422-57-1	付属書C グループ I
26	ペンタクロロフルオロプロパン	HCFC-231	$C_3H_2FCl_5$	134190-48-0	付属書C グループ I
27	テトラクロロジフルオロプロパン	HCFC-232	$C_3H_2F_2Cl_4$	134237-39-1 127564-82-3	付属書C グループ I
28	トリクロロトリフルオロプロパン	HCFC-233	$C_3H_2F_3Cl_3$	134237-40-4	付属書C グループ I
29	ジクロロテトラフルオロプロパン	HCFC-234	$C_3H_2F_4Cl_2$	127564-83-4	付属書C グループ I
30	クロロペンタフルオロプロパン	HCFC-235	$C_3H_2F_5Cl$	134237-41-5	付属書C グループ I
31	テトラクロロフルオロプロパン	HCFC-241	$C_3H_3FCl_4$	134190-49-1	付属書C グループ I
32	トリクロロジフルオロプロパン	HCFC-242	$C_3H_3F_2Cl_3$	134237-42-6 127564-90-3	付属書C グループ I
33	ジクロロトリフルオロプロパン	HCFC-243	$C_3H_3F_3Cl_2$	134237-43-7	付属書C グループ I
34	クロロテトラフルオロプロパン	HCFC-244	$C_3H_3F_4Cl$	134190-50-4	付属書C グループ I
35	トリクロロフルオロプロパン	HCFC-251	$C_3H_4FCl_3$	134190-51-5 818-99-5	付属書C グループ I
36	ジクロロジフルオロプロパン	HCFC-252	$C_3H_4F_2Cl_2$	134190-52-6	付属書C グループ I
37	クロロトリフルオロプロパン	HCFC-253	$C_3H_4F_3Cl$	134237-44-8	付属書C グループ I
38	ジクロロフルオロプロパン	HCFC-261	$C_3H_5FCl_2$	134237-45-9 7799-56-6	付属書C グループ I
39	クロロジフルオロプロパン	HCFC-262	$C_3H_5F_2Cl$	134190-53-7 102738-79-4	付属書C グループ I
40	クロロフルオロプロパン	HCFC-271	$C_3H_6FCl$	134190-54-8	付属書C グループ I

※ 商業上使われる可能性が高い物質を示しています。

#### 付表8 POPs条約(ストックホルム条約) で規制がある物質

規制物質の掲載は付属書A, 付属書B, 付属書Cの3部があります。

\*POPs条約、規制物質については経済産業省のサイトが開設されています。確認ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/int/pops.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/pops.html)

※ スtockホルム条約の対象物質は、日本では化審法（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）の第一特定化学物質として使用が禁止されています。

なお、上記のほかいくつかの物質が第一特定化学物質に指定されています。

付表8-1 付属書A（製造、使用禁止、輸出入の原則禁止）

No.	化学物質名	CAS番号	用途	化審法の扱い	略称
1	アルドリン Aldrin	309-00-2	殺虫剤	1種特定	-
2	アルファーヘキサクロロシクロヘキサン Alpha hexachlorocyclohexane	319-84-6	リンデンの副生成物	1種特定	-
3	ベータヘキサクロロシクロヘキサン Beta hexachlorocyclohexane	319-85-7	リンデンの副生成物	1種特定	-
4	クロルデン Chlordane	5103-71-9	白アリ駆除剤等	1種特定	-
5	クロルデコン Chlordecone	143-50-0	農薬、殺虫剤	1種特定	-
6	ディルドリン Dieldrin	60-57-1	殺虫剤	1種特定	-
7	エンドスルファン Endosulfan	115-29-7 959-98-8 33213-65-9	農薬	1種特定	-
8	エンドリン Endrin	959-98-8 33213-65-9	殺虫剤	1種特定	-
9	ヘプタクロル Heptachlor	57-74-9 など多数	白アリ駆除剤等	1種特定	-
10	ヘキサブロモジフェニル Hexabromobiphenyl	36355-01-8	難燃剤	1種特定	-
11	ヘキサブロモシクロドデカン Hexabromocyclododecane (HBCDD)	25637-99-4 3194-55-6	難燃剤	1種特定	HBCDD
12	ヘキサブロモジフェニルエーテル Hexabromodiphenyl ether	31153-30-7 など	難燃剤	1種特定	-
13	ヘプタブロモジフェニルエーテル Heptabromodiphenyl ether	68928-80-3 など	難燃剤	1種特定	-
14	ヘキサクロロベンゼン Hexachlorobenzene (HCB)	118-74-1	殺虫剤等原料	1種特定	HCB
15	ヘキサクロロブタジエン Hexachlorobutadiene	87-68-3	溶媒	1種特定	-
16	リンデン Lindane	58-89-9	農薬、殺虫剤	1種特定	-
17	マイルレックス Mirex	2385-85-5	難燃剤、殺虫剤	1種特定	-
18	ペンタクロロベンゼン Pentachlorobenzene (PeCB)	608-93-5	農薬	1種特定	PeCB
19	ペンタクロロフェノール、その塩及びエステル類 Pentachlorophenol and its salts and esters	87-86-5 など多数	農薬	1種特定	-
20	ポリ塩化ジフェニル Polychlorinated biphenyls (PCB)	2051-24-3 など多数	絶縁油等	1種特定	PCB
21	ポリ塩化ナフタレン（塩素数2～8のものを含む） Polychlorinated naphthalenes(chlorine number 2-8)	2050-69-3 など多数	機械油等	1種特定	PCN
22	テトラブロモジフェニルエーテル Tetrabromodiphenyl ether	5436-43-1 など多数	難燃剤	1種特定	-
23	ペンタブロモジフェニルエーテル Pentabromodiphenyl ether	60348-60-9 など多数	難燃剤	1種特定	-
24	トキサフェン Toxaphene	8001-35-2	殺虫剤、殺ダニ剤	1種特定	-

No.	化学物質名	CAS番号	用途	化審法の扱い	略称
25	デカブロモジフェニルエーテル Decabromodiphenyl ether	1163-19-5	難燃剤	1種特定	—
26	短鎖塩素化パラフィン (SCCP) Short-chained chlorinated paraffins	85535-84-8	難燃剤	1種特定	SCCP
27	ジコホル Dicofol	115-32-2	殺虫剤	1種特定	—
28	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩及びPFOA関連物質 Perfluorooctanoic acid(PFOA), its salts and PFOA-related compounds	335-67-1 など多数	フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等	1種特定	PFOA
29	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFH x S) とその塩及びPFH x S関連物質 Perfluorohexanesulfonic acid (PFHxS) and its salts and PFHxS-related substances	—	消火用発泡体、金属メッキ、繊維および皮革、研磨剤および洗浄剤、塗料、電子・半導体の製造工程	※1	PFH x S

※1 スtockホルム条約第10回締約国会議（2022年6月）にて同条約の附属書A（廃絶）に追加することが決定されました。この決定により改正される附属書の発効は、附属書への物質追加に関する情報を国連事務局が各締約国に送付してから約1年後となります。

**付表8-2 附属書B（製造、使用、輸出入が特定の用途、目的に制限）**

No.	化学物質名	CAS番号	用途	化審法の扱い	略称
1	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス (4-クロロフェニル) エタン DDT	50-29-3	殺虫剤	1種特定	DDT
2	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) とその塩 Perfluorooctane sulfonic acid(PFOS), its salts ※	1763-23-1	撥水撥油剤、界面活性剤	1種特定	PFOS
3	ペルフルオロオクタンスルホニルフルオライド (PFOSF) Perfluorooctane sulfonyl fluoride	307-35-7	PFOSの原料	1種特定	PFOSF

※ PFOSについては半導体用途や写真フィルム用途等における製造・使用等の禁止の除外規定があります。

**付表8-3 附属書C（非意図的に生成される物質の排出の削減及び廃絶）**

No.	化学物質名	CAS番号	用途	化審法の扱い	略称
1	ヘキサクロロベンゼン (HCB) Hexachlorobenzene	118-74-1	附属書Aと重複	1種特定	HCB
2	ペンタクロロベンゼン (PeCB) Pentachlorobenzene	608-93-5	附属書Aと重複	1種特定	PeCB
3	ポリ塩化ジフェニル (PCB) Polychlorinated biphenyls	2051-24-3など多数	附属書Aと重複	1種特定	PCB
4	ポリ塩化ジベンゾ-p-ジオキシン (PCDD) Polychlorinated dibenzo-p-dioxins	—	ダイオキシン類	—	PCDD
5	ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) Polychlorinated dibenzofurans	—	ダイオキシン類	—	PCDF
6	ポリ塩化ナフタレン (塩素数2～8のものを含む) Polychlorinated naphthalenes	2050-69-3など多数	附属書Aと重複	1種特定	—
7	ヘキサクロロブタジエン(HCBD) Hexachlorobutadiene	87-68-3	附属書Aと重複	1種特定	HCBD

**付表9 PIC条約（ロッテルダム条約）で規制がある物質 附属書III掲載物質**

PIC条約、規制物質については経済産業省のサイトが開設されています。確認ください。

[PIC条約 \(METI/経済産業省\)](#)

PIC 条約ホームページ(英語) <http://www.pic.int/>

PIC条約 附属書III掲載物質は日本の規制に展開されています。(2022年10月現在)

各法令には日本が独自に禁止又は厳しく制限している物質も含まれています。

- ・ 化審法（化学物質審査規制法）（第1種特定化学物質）
- ・ 安衛法（労働安全衛生法）（禁止物質）
- ・ 毒劇法（毒物及び劇物取締法）（特定毒物）
- ・ 農薬取締法（販売禁止農薬）

No.	化学物質名	CAS番号	用途	POPs の扱い	略称
1	2,4,5- T、2,4,5- T 塩及び2,4,5- T のエステル化合物 2,4,5-T and its salts and esters	93-76-5	駆除剤	—	—
2	アラクロール Alachlor	15972-60-8	駆除剤	—	—
3	アルジカルブ Aldicarb	116-06-3	駆除剤	—	—
4	アルドリン Aldrin	309-00-2	駆除剤	POPs	—
5	アジンホスメチル Azinphos-methyl	86-50-0	駆除剤	—	—
6	ビナパクリル Binapacryl	485-31-4	駆除剤	—	—
7	カプタホール Captafol	2425-06-1	駆除剤	—	—
8	カルボフラン（別名N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ- 2,2-ジメチル-7-ベンゾ [b] フラニル） Carbofuran	1563-66-2	駆除剤	—	—
9	クロルデン Chlordane	57-74-9	駆除剤	POPs	—
10	クロルジメホルム Chlordimeform	6164-98-3	駆除剤	—	—
11	クロロベンジレート Chlorobenzilate	510-15-6	駆除剤	—	—
12	DDT DDT	50-29-3	駆除剤	POPs	DDT
13	ディルドリン Dieldrin	60-57-1	駆除剤	POPs	—
14	ジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC) Dinitro-ortho-cresol (DNOC) and its salts (such as ammonium salt, potassium salt and sodium salt) 及びジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC) 塩 (アンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩等)	534-52-1 2980-64-5 5787-96-2 2312-76-7	駆除剤	—	DNOC
15	ジノセブ、ジノセブ塩及びジノセブのエステル化合物 Dinoseb and its salts and esters	88-85-7	駆除剤	—	—

No.	化学物質名	CAS番号	用途	POPsの扱い	略称
16	1,2-ジブromoエタン (EDB) EDB (1,2-dibromoethane)	106-93-4	駆除剤	POPs	EDB
17	エンドスルファン Endosulfan	115-29-7	駆除剤	—	—
18	1,2-ジクロロエタン Ethylene dichloride	107-06-2	駆除剤	—	—
19	エチレンオキシド Ethylene oxide	75-21-8	駆除剤	—	—
20	フルオロアセトアミド Fluoroacetamide	640-19-7	駆除剤	—	—
21	HCH (異性体混合物) HCH (mixed isomers)	608-73-1	駆除剤	POPs	HCH
22	ヘプタクロル Heptachlor	76-44-8	駆除剤	POPs	—
23	ヘキサクロロベンゼン Hexachlorobenzene	118-74-1	駆除剤	POPs	—
24	リンデン Lindane (gamma-HCH)	58-89-9	駆除剤	—	—
25	水銀及び水銀化合物 (無機水銀化合物、アルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化合物を含む。) Mercury compounds, including inorganic mercury compounds, alkyl mercury compounds and alkyloxyalkyl and aryl mercury compounds	—	駆除剤	—	—
26	メタミドホス Methamidophos	10265-92-6	駆除剤	—	—
27	モノクロトホス Monocrotophos	6923-22-4	駆除剤	—	—
28	パラチオン Parathion	56-38-2	駆除剤	—	—
29	ペンタクロロフェノール、ペンタクロロフェノール塩及びペンタクロロフェノールのエステル化合物 Pentachlorophenol and its salts and esters	87-86-5	駆除剤	POP s	—
30	トキサフェン Toxaphene (Camphechlor)	8001-35-2	駆除剤	POPs	—
31	トリブチルスズ化合物 Tributyl tin compounds	56-35-9 2155-70-6 4342-36-3 1461-22-9 24124-25-2 85409-17-2	駆除剤	—	—
32	トリクロルホン (別名ジメチル = 2, 2, 2 - トリクロロ - 1 - ヒドロキシエチルホスホナート又はD E P) Trichlorfon	52-68-6	駆除剤	—	DEP

No.	化学物質名	CAS番号	用途	POPs の扱い	略称
33	ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤 Dustable powder formulations containing a combination of benomyl at or above 7%, carbofuran at or above 10% and thiram at or above 15%	17804-35-2 1563-66-2 137-26-8	著しく有害な駆除 用製剤	-	-
34	ホスファミドン Phosphamidon	13171-21-6 23783-98-4 297-99-4	著しく有害な駆除 用製剤	-	-
35	メチルパラチオン Methyl-parathion	298-00-0	著しく有害な駆除 用製剤	-	-
36	石綿（アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、クロシドライト、トレモライト） Asbestos fibres	77536-66-4 77536-67-5 12172-73-5 12001-28-4 77536-68-6	工業用化学物質	-	-
37	商業用オクタブロモジフェニルエーテル Commercial octabromodiphenyl ether (including Hexabromodiphenyl ether and Heptabromodiphenyl ether)	36483-60-0	工業用化学物質	POPs	-
38	（ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテルを含む）	68928-80-3			-
39	商業用ペンタブロモジフェニルエーテル Commercial pentabromodiphenyl ether (including tetrabromodiphenyl ether and pentabromodiphenyl ether) （テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテルを含む）	40088-47-9  32534-81-9	工業用化学物質	POPs	-
40	ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド及びペルフルオロオクタンスルホニル化合物 Perfluorooctane sulfonic acid, perfluorooctane sulfonates, perfluorooctane sulfonamides and perfluorooctane sulfonyls （ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム、N-エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-エチルN-(2-ヒドロキシエチル)ペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-(2-ヒドロキシエチル)-N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリドを含む。）	1763-23-1  2795-39-3 29457-72-5 29081-56-9 70225-14-8 56773-42-3 251099-16-8 4151-50-2 31506-32-8 1691-99-2 24448-09-7 307-35-7	工業用化学物質	POPs	PFOS
41	ポリ臭化ジフェニル（PBB） Polybrominated Biphenyls	36355-01-8 27858-07-7 13654-09-6	工業用化学物質	POPs	PBB

No.	化学物質名	CAS番号	用途	POPs の扱い	略称
42	ポリ塩化ビフェニル (PCB) Polychlorinated Biphenyls	1336-36-3	工業用化学物質	POPs RoHS	PCB
43	ポリ塩化テルフェニル (PCT)	61788-33-8	工業用化学物質	-	PCT
44	短鎖塩素化パラフィン (炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。) Short-chain chlorinated paraffins (SCCP)	85535-84-8	工業用化学物質	-	SCCP
45	4エチル鉛 Tetraethyl lead	78-00-2	工業用化学物質	-	-
46	4メチル鉛 Tetramethyl lead	75-74-1	工業用化学物質	-	-
47	トリブチルスズ化合物 (ビス(トリブチルスズ) = オキシド、トリブチルスズ = フルオリド、トリブチルスズ = メタクリレート、トリブチルスズ = ベンゾエート、トリブチルスズ = クロリド、トリブチルスズ = リアリエート、トリブチルスズ = ナフテナートを含む全て)	56-35-9 1983-10-4 2155-70-6 4342-36-3 1461-22-9 24124-25-2 85409-17-2	工業用化学物質	-	-
48	トリス(2,3-ジブロモプロピル) = ホスファート Tris(2,3-dibromopropan-1-yl) phosphate	126-72-7	工業用化学物質	-	-
49	ヘキサブロモシクロドデカン Hexabromocyclododecane	25637-99-4 3194-55-6 4736-49-6 65701-47-5 134237-50-6 134237-50-6 他	樹脂難燃化剤	POPs	HBCDD
50	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-エチルチオメチル (別名: ホレート) O,O-diethyl ethylthiomethyl	298-02-2	農薬 (殺虫剤)	-	-
51	デカブロモジフェニルエーテル Decabromodiphenyl ether (decaBDE)	1163-19-5	ポリスチレン・ABS樹脂・ポリエステル用難燃剤	POPs	decaBDE
52	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩及びPFOA関連物質 Perfluorooctanoic acid (PFOA), its salts and PFOA-related compounds	335-67-1 335-95-5 2395-00-8 3825-26-1	半導体用, 消火剤, 撥水剤, 紙の表面処理剤, 樹脂改質剤	POPs	PFOS
53	トリス(2,3-ジブロモプロピル) = ホスファート Tris(2,3-dibromopropyl)phosphate	126-72-7	工場用化学物質	-	-

## 本書の改定・変更経歴

ver	改定日	改訂履歴
1.0	2023年2月20日	新規発行（これまで採用のグリーン調達ガイドラインR10からの更新項目）
		(1)表1 含有禁止物質に於いて追加した物質
		no.32 赤リン 樹脂成形用途限定で使用禁止
		(2)表1 含有禁止物質に於いて閾値の変更があるもの
		no.1 カドミウム／カドミウム化合物 閾値75ppm → 100ppm
		(3)表1 含有禁止物質に於いて規制対象物質の詳細表を追加もの
		no.11 有機スズ化合物と三置換有機スズ化合物 付表1
		no.17 アスベスト（石綿）類 付表2
		no.18 一部の芳香族アミンを生成するアゾ色素、アゾ染料 付表3
		no.19 ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 付表4
		no.20 ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) 付表5
		no.23 ヘキサブロモシクロデカン (HBCDもしくはHBCDD) 付表6
		(4)表1 含有禁止物質に於いて法令、規制の出典先の変更を行ったもの
		no.A1～E1 参照可能なHPの変更または検索方法の掲載行いました。
		(5)表2 使用制限物質に於いて追加した物質
		no.11 デカブロモジフェニルエーテル
		no.12 ヘキサクロロブタジエン
		no.13 2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール
		no.14 ペンタクロロチオフェノール
		no.15 リン酸トリス（4-イソプロピルフェニル）
		(6)表2 使用制限物質に於いてR10で管理していた項を削除したもの
		貴金属類 金及びその化合物、パラジウム及びその化合物、銀及びその化合物の意図的でない場合の使用量報告は削除しました。
		(7)表2 使用制限物質に於いて規制対象物質の詳細表を追加もの
		no.9 一部のフタル酸エステル類（カテゴリー 1を除く）
		(8)表2 使用制限物質に於いて法令、規制の出典先の変更を行ったもの
		no.A2～D2 参照可能なHPの変更または検索方法の掲載行いました。
		(9) 物質を制限する代表的な法令、規制の物質を掲載している項を追加
		付表8 POPs条約(ストックホルム条約)で規制がある物質
		付表9 PIC条約(ロッテルダム条約)で規制がある物質附属書III